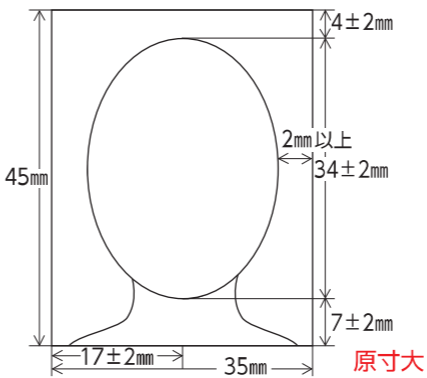


旅券（パスポート）申請のごあんない

（令和6年4月1日現在）

秋田県で申請できるのは 原則 県内に現住所（住民登録）がある方です
 （申請窓口は、「◎県内旅券窓口一覧」をご覧ください）
 一時帰国者・秋田県内に居住しているが県外に住民登録している学生・単身赴任者等の方が
 居所での申請を希望する場合の必要書類等については 旅券窓口にお問い合わせください

◎ 申請に必要な書類（次のものを全部ご用意ください コピーでは受付できません）

<p>1 一般旅券発給申請書・・・1通 <small>※用紙は、旅券窓口にあります (外務省又は県のHPからダウンロードできます)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の方は5年旅券のみの申請となります ・18歳以上の方は10年旅券又は5年旅券を選択できます 				
<p>2 戸籍謄本・・・・・・・・・・1通 （全部事項証明書） （6か月以内に作成されたもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一戸籍の方が同時に申請する場合は 戸籍謄本1通で結構です ・有効な旅券を切り替える場合は次の i～iii にご注意ください <ul style="list-style-type: none"> i 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がない方は 提出を省略できます ii 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がある場合は 変更の経緯が確認できるもの iii 未成年の方は省略できない場合があります ・2枚以上になっているものを本人分のみ切り離したものは無効です 				
<p>3 写真・・・・・・・・・・1枚 （6か月以内に撮影されたもの） <small>※写真は貼らずにお持ちください</small></p>  <p>※髪は貼らずにお持ちください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人のみが正面を向いて肩口まで写っているもの ・縦45mm 横35mmのふちなしで左図の各規格・寸法をすべてみたしたもの <small>※顔の縦の長さは頭頂からあごまでの距離が34±2mmであるなど</small> ・無帽 無背景（薄い色）であるもの ・眼鏡を外した写真を推奨 <p><u>次のような写真は受付できません（代表的な例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・髪の毛が目にかかっているもの ・顔が横向き 又は左右に傾いているもの ・表情が平常と著しく異なるもの（口を開き歯が見えているものなど） ・サングラス、色付き眼鏡をつけているもの ・髪(影を含む)等でフェイスラインが隠れているもの ・不鮮明(ピンぼけ)、変色、又は傷や汚れのあるもの ・背景にグラデーション(濃淡)の入っているもの ・眼鏡のレンズに光が反射したもの又は眼鏡のふちが目にかかっているもの ・カラーコンタクトレンズ(瞳の色を変更している)を装着しているもの ・左右反転しているもの <p>※詳しくは旅券窓口にお問い合わせください</p>				
<p>4 本人の確認書類 （原本で現に有効なものに限ります）</p> <p>代理の方が提出する場合は 申請者本人と代理人それぞれの本人確認書類が必要となります</p> <p><small>※右の書類で有効なもの（コピー不可） ※本人確認書類の氏名・生年月日・性別・住所等が申請書の内容と一致している必要があります ※該当する書類がないとき 該当するかどうか分からないときは 必ず事前にご相談ください ※個人番号（マイナンバー）制度の開始に伴い市町村から送付されている「通知カード」については本人確認書類として使用できませんのでご注意ください</small></p>	<p>① 次のうちから 1つ 提示してください（写真を貼ったもの）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 日本国旅券（失効後6か月以内のもの） マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書（H24.4以降のもの） 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 官公庁身分証明書 身体障害者手帳（偽造防止・写真付き） </div> <p>② ①を提示できない場合は 次のものを 2つ 提示してください （A+A）又は（A+B）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">A</td> <td>健康保険・国民健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証 共済組合員証 後期高齢者医療被保険者証 国民年金手帳 基礎年金番号通知書 公的年金証書 印鑑登録証明書と実印 市町村発行身分証明書 在学証明書 母子手帳（小学生以下）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>会社の身分証明書(写真付き) 学生証(写真付き) 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) 失効旅券 療育手帳</td> </tr> </table>	A	健康保険・国民健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証 共済組合員証 後期高齢者医療被保険者証 国民年金手帳 基礎年金番号通知書 公的年金証書 印鑑登録証明書と実印 市町村発行身分証明書 在学証明書 母子手帳（小学生以下）	B	会社の身分証明書(写真付き) 学生証(写真付き) 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) 失効旅券 療育手帳
A	健康保険・国民健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証 共済組合員証 後期高齢者医療被保険者証 国民年金手帳 基礎年金番号通知書 公的年金証書 印鑑登録証明書と実印 市町村発行身分証明書 在学証明書 母子手帳（小学生以下）				
B	会社の身分証明書(写真付き) 学生証(写真付き) 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) 失効旅券 療育手帳				
<p>5 前回取得したパスポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間内の旅券をお持ちの場合は その旅券を持参しないと受付できません ・期限切れの旅券をお持ちの方は その旅券を持参してください 				

※住民票について
 住所変更直後の申請や居所申請等の特殊なケースでは住民票を提出していただく場合があります
 その場合には、個人番号の記載のないものをご準備ください

◎ 申請についてのご注意

- 1 パスポートの有効期限内に申請する場合**
 次に該当する方は有効な旅券を持参して新しいパスポートを申し込むことができます（残りの期間は切り捨て）
 - ・旅券の有効期間が残り1年未満になった方
 - ・旅券面の記載事項（氏名・本籍等）に変更があった方（持参する旅券と有効期間が同一の「残存有効期間同一旅券」を申請することもできます）
- 2 代理提出する場合**
 「所持人自署欄」・「刑罰等関係欄」には、必ず申請者本人が署名・記入してください
 申請書裏面の申請書類等提出委任申出書の「申請者記入欄」には必ず申請者本人が記入し 代理人は同申出書の「引受人記入欄」に記入してください
 また 申請者本人の確認書類のほかに 代理人についても確認書類が必要です
- 3 未成年者（18歳未満）又は成年被後見人が申請する場合**
 申請書裏面の「法定代理人署名欄」には法定代理人本人（未成年の場合は親権を有する父又は母・成年被後見人の場合は後見人）が署名してください
 法定代理人が遠隔地に在住の場合は 法定代理人本人の署名のある「旅券申請同意書」及び「旅券申請同意書の郵送に使われた封筒」をあわせて提出してください 「旅券申請同意書」の用紙は旅券窓口にあります（県のHPからダウンロードできます）
- 4 有効な旅券を紛失した場合**
 紛失（焼失）届出を行うことで 当該旅券を失効させることができます 再度旅券が必要な場合は新規の申請となりますので 旅券窓口にお問い合わせください（代理提出不可）
- 5 刑罰等関係に該当する場合**
 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は 県庁旅券班にお問い合わせください（代理提出不可）
- 6 申請した旅券を受領しなかった場合**
 旅券は申請から6か月以内に受領してください 受領しなかった場合は失効します 失効後5年以内に新たな旅券を申請する際には手数料が通常より高くなります
- 7 ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望する場合**
 ヘボン式以外の表記を希望する方は ごあんない表面に記載の必要書類の他に提出していただく書類及び申請書への記入を要する事項があります 詳しくは旅券窓口までお問い合わせください

◎ 受領について

- 1 受け取りは必ず旅券名義人ご本人です（代理の受け取りはできません）**
 申請した旅券窓口にて ①一般旅券受領証（引換証）と②手数料（収入印紙・秋田県証紙）③有効旅券（有効旅券の切替の場合）を持参の上 お受取りください

旅券の種類	収入印紙	秋田県証紙	計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
5年有効旅券（※12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円

※12歳未満として申請できるのは12歳の誕生日の前々日までです

2 交付までの日数

県庁窓口	申請日から 5日目以降 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
市町村窓口	申請日から 9日目以降 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

◎ 県内旅券窓口一覧（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります）

名称	住所・電話番号	申請受付時間	交付時間	対象
県庁 県民生活課 旅券チーム（パスポート窓口）	秋田市山王四丁目1-1（県庁1階） ☎ 018 (860) 1112	午前8:30から 午後5:00まで	午前8:30から午後5:15まで （当日予約制 午後7:00まで） ※水曜日は 午後5:00まで	秋田市 男鹿市 湯上市 八郎潟町 井川町 大湯村に住民登録している方
鹿角市役所	鹿角市花輪字荒田4-1	☎ 0186 (30) 0221	申請受付・交付時間等については各市町村旅券窓口までお問い合わせください	左記各市町村に住 民登録している方 はその市町村旅券 窓口でのみ申請受 付・交付となります
小坂町役場	鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	☎ 0186 (29) 3906		
大館市役所	大館市字中城20	☎ 0186 (43) 7041		
北秋田市役所	北秋田市花園町19-1	☎ 0186 (62) 1114		
上小阿仁村役場	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	☎ 0186 (77) 2222		
能代市役所	能代市上町1-3	☎ 0185 (89) 2133		
藤里町役場	山本郡藤里町藤字藤琴8	☎ 0185 (79) 2113		
三種町役場	山本郡三種町鶴川字岩谷子8	☎ 0185 (85) 4825		
八峰町役場	山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118	☎ 0185 (76) 4614		
五城目町役場	南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1	☎ 018 (852) 5112		
由利本荘市役所	由利本荘市尾崎17	☎ 0184 (24) 6243		
にかほ市役所	にかほ市平沢字鳥ノ子淵21（仁賀保庁舎）	☎ 0184 (32) 3035		
大仙市役所	大仙市大曲花園町1-1	☎ 0187 (63) 1111		
仙北市役所	仙北市角館町中菅沢81-8	☎ 0187 (43) 3307		
美郷町役場	仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10	☎ 0187 (84) 4903		
横手市役所	横手市中央町8-2	☎ 0182 (35) 2176		
湯沢市役所	湯沢市佐竹町1-1	☎ 0183 (73) 2111		
羽後町役場	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	☎ 0183 (62) 2111		
東成瀬村役場	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	☎ 0182 (47) 3404		